

# 第22回 定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面

第22期（2025年1月1日～2025年12月31日）

●事業報告

「会社の現況に関する事項」

「会社役員に関する事項」

「会計監査人に関する事項」

●計算書類

「貸借対照表」

「損益計算書」

●会計監査人の監査報告書

●監査等委員会の監査報告書

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当社は、アンメットニーズの高い疾患領域に対する抗体創薬を、当社独自の抗体作製技術や創薬ノウハウを用いて手掛ける創薬事業と、製薬企業やアカデミアに対し抗体作製やタンパク質発現・精製等のサービスの提供を行う創薬支援事業を展開しております。

当事業年度における当社の事業活動の概況は次のとおりです。

創薬事業においては、自社開発中のがん治療用抗体であるCBA-1205及びCBA-1535の臨床第1相試験を進めております。CBA-1205では、肝細胞がん患者さん及びメラノーマ患者さんに加え、2025年8月にはアンメットニーズの高い小児がんを対象とするパート追加を決定し、現在、対象患者さんの投与を進めております。

多重特異性抗体であるCBA-1535においては、固形がん患者さんを対象に段階的に投与量を上げて治験薬の安全性の確認を進めております。また、2025年8月には、NANO MRNA株式会社との間で、当社の多重特異性抗体フォーマットであるTribody®(\*)を用いたmRNAエンコード抗体の創出に向けた共同研究契約を締結し、将来的には製薬企業と共同開発或いは導出を目指した取り組みを始めております。その他の創薬パイプライン(\*)については、導出契約獲得に向けて導出候補先となりうる企業への紹介と協議を進めております。

創薬支援事業においては、従来の大口顧客との取引を中心としつつ、当事業年度においても、収益基盤の安定化に向けた活動を推進しております。

当期に新たに立ち上げたIDDビジネス（抗体創薬にかかるプラットフォーム型ビジネス）においては、枠組みの構築に向けたパートナー候補企業との提携を進め、収益を伴う新たな取引を開始いたしました。バイオシミラー(\*)領域においては、2025年5月には、アルフレッサ ホールディングス株式会社（以下、アルフレッサ ホールディングス）及びキッズウェル・バイオ株式会社（以下、キッズウェル）の三社共同で申請を行った厚生労働省の助成事業における助成対象事業者に採択され、現在、台湾のバイオ医薬品製造受託機関であるMycenax Biotech Inc.を加えた4社の協働にて、バイオシミラー医薬品の国内製造施設の設立に向けた活動を進めております。さらに、アルフレッサ ホールディングス及びキッズウェルと共同で、新規バイオシミラー医薬品の細胞株構築の開発を進めており、今後、国内外の製薬企業を開発パートナーとして迎え本剤の上市に向けた取り組みを進めてまいります。また、創薬開発や創薬ベンチャー育成に当社ノウハウを提供することを想定したIDDビジネスの取り組みとして、2025年3月に株式会社エスアールディとの間で業務提携契約を締結、2025年10月にはAxcelead Drug Discovery Partners株式会社と業務協力基本契約書を締結するなど、当社は創薬ベンチャーにおける抗体創薬シーズ開発に対するコンサルティングサービスを提供するビジネスを推進してまいります。

IDDビジネスでは当社のBiologics領域での創薬知見・技術を生かし、製薬会社やバイオベンチャー等の創薬ニーズの課題解決のためのソリューションを提供いたします。当社では自社の創薬技術を向上させる目的で創薬研究ニーズの高い多重特性抗体作製力の向上に努めており、現在、二重特異性抗体のハイスループットスクリーニング手法である「DoppelLib™」の技術実装にも注力しております。なお、当事業年度において生じたバイオシミラービジネス、および新薬開発支援、創薬スタートアップ評価等のIDDビジネスにかかる収益は、創薬支援事業の売上高に含めております。

当事業年度における当社業績につきましては、売上高593,290千円（前期比187,518千円減少）、研究開発費776,536千円（前期比160,200千円減少）、営業損失は979,774千円（前事業年度は1,030,869千円の営業損失）、経常損失は989,127千円（前事業年度は1,019,210千円の経常損失）、当期純損失は982,779千円（前事業年度は1,020,776千円の当期純損失）となりました。研究開発費につきましては、主に臨床開発関連費用の計上額が前事業年度よりも減少したことで、営業損失、経常損失及び当期純損失はともに前事業年度比で赤字幅の縮小となりました。

当事業年度におけるセグメント別の活動概況は次のとおりです。

#### ① 創薬事業

##### ・創薬パイプライン（導出品）

PFKR(\*)はGタンパク質共役型受容体の1種であるCX3CR1を標的としたヒト化抗体であり、当社が国立精神・神経医療研究センターと共同研究を進めてきた治療候補抗体です。2024年11月に旭化成ファーマ株式会社との間で、ライセンス契約を締結し、同社では今後の前臨床試験入りに向けた準備が進められております。

##### ・創薬パイプライン（自社開発・導出候補品）

CBA-1205については、日本国内において特定のがん種の患者さんにおける安全性と有効性の評価を目的とした臨床第1相試験後半パートを実施しております。後半パートの対象患者さんは、肝細胞がんの患者さん及びメラノーマの患者さんです。更に、欧州の研究機関との共同研究において、小児の固形がんに対して抗DLK-1抗体が有効性を示す可能性が示唆されたことと、本抗体の成人患者さんへの投与実績から高い安全性が示されており小児への投与が可能な状況となっていることから、2025年8月には、小児がん患者さんを対象とするパート追加を決定しました。今後、肝細胞がんの患者さんとメラノーマの患者さんに加え、小児がん患者さんにおける安全性及び忍容性を評価し、導出可能性及び製品価値の最大化につながるデータ取得に向けた臨床開発を進めてまいります。なお、前半パートに登録されたメラノーマ患者さんでは、腫瘍縮小を伴うSD（安定）評価が4年を超えるデータが得られております。

CBA-1535につきましては、日本国内において固形がん患者さんを対象とした第1相試験を実施しています。現在、CBA-1535単独投与による安全性及び忍容性の評価が進行中であり、これまでのところ、開発上の懸念を示すような副作用は観察されておりません。段階的に投与量を漸増させながら治験を継続してお

り、当初予定よりも高用量での臨床試験(\*)を継続しております。なお、単剤での薬効シグナルを確認した後にCBA-1535とチェックポイント阻害剤の併用投与による安全性及び忍容性の評価も計画しておりますが、単剤パートの試験データでの導出等の可能性も見据えながら、臨床試験を推進してまいります。

PTRY(\*)は、CBA-1535のT cell engagerとしての機能に免疫チェックポイント阻害機能を加えることを期待したTribody®抗体であり、初期の動物モデルを用いた評価では強い抗腫瘍効果を示しております。本プロダクトの開発については、CBA-1535の開発状況によっては前臨床段階でのライセンスアウトの可能性が期待できることから、自社での初期臨床開発を実施せず早期の事業化・臨床開発入りが期待できる製薬企業への導出を優先することとしております。

PCDC(\*)はヒト化抗CD137抗体の薬物複合体として、抗体薬物複合体(ADC)用途を中心として導出活動に取り組んでおります。世界的にADCへの注目が高まる中、現在、ADC技術を保有する製薬企業等への導出活動を進めております。

PXLR(\*)は胃がんや膵がんなどで高発現するCXCL1を治療標的とするがん治療用抗体で、当社が大阪公立大学と共同研究を進めてきた新たな導出候補品です。

その他、当社では複数の探索段階の創薬プロジェクトの導出活動を進めると共に、2025年8月に当社の多重特異性抗体フォーマットであるTribody®を用いたmRNAエンコード抗体の創出に向けた共同研究を開始、さらにアカデミアとの共同研究を推進するなど、新たなパイプライン拡充に向けた取り組みも積極的に進めております。

#### ・IDDビジネス

当社では従来推進してきた創薬シーズの創出と知財化を行うことによる新たなパイプラインの拡充と導出機会の探索等に加え、抗体創薬における技術力やノウハウを生かしたIDDビジネスにより収益性を高めていくことを目指しております。現在、IDDビジネスでは、新規の創薬研究やバイオシミラー開発における創薬スタートアップや製薬企業等との新たなコラボレーションの推進に注力しております。

以上の結果、創薬事業における当事業年度の業績は、臨床開発の進展により776,536千円(前期比160,200千円減少)の研究開発費を計上、セグメント損失は776,536千円(前事業年度は813,784千円のセグメント損失)となりました。

#### ② 創薬支援事業

創薬支援事業は、安定的な収益確保に資する事業であり、当社独自の抗体作製技術プラットフォーム(ADLib®システム\*)を活かした抗体作製や親和性向上等の業務、タンパク質精製技術を中心としたタンパク質調製業務を受託し、小野薬品工業株式会社、中外製薬株式会社といった国内の主要製薬企業を中心にバイオ医薬の研究支援を展開しております。顧客企業からは当社の技術サービス力をご評価いただいております。当事業年度においても、日東紡績株式会社等複数の新規顧客獲得を進め、当社収益基盤の安定化のための取り組みを継続して推進しております。また、当事業年度におけるバイオシミラー開発や新薬開発支援、

創業スタートアップ評価等のIDDビジネスにかかる収益は創業支援事業として計上しております。

創業支援事業における当事業年度の業績は、売上高は593,290千円（前期比15,433千円増加）となり、セグメント利益は355,583千円（前期比45,683千円増加）、セグメント利益率は59.9%（目標50%）となりました。

事業別	売上高
創業事業	—千円
創業支援事業	593,290千円
合計	593,290千円

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は総額40,080千円であり、その主な内容は研究機器であります。

(3) 資金調達の状況

行使価額修正条項付第22回新株予約権の一部について権利が行使され、107,200千円の資金を調達しております。これにより当新株予約権の全ての行使が完了しております。

行使価額修正条項付第23回新株予約権の一部について権利が行使され、39,490千円の資金を調達しております。

(4) 対処すべき課題

当社が認識する対処すべき課題については以下のように考えております。

① 抗体作製力の維持向上とパイプライン拡充

当社は、抗体医薬の開発候補品を継続的に創出して、革新的な医薬品を待ち望む患者さんに貢献することを目指しておりますが、保有するパイプラインが様々な理由で開発の遅延や中断、中止等になるリスクがあります。また、当社の創業事業は抗体医薬品を導出することで収益を獲得するというビジネスモデルのため、承認申請にむけた臨床開発は導出後の製薬企業で行われますが、導出先企業の開発戦略変更等によりライセンス契約終了などの影響が生じるリスクがあります。それらの開発や事業上のリスクに対応するためには、当社の創業パイプラインを拡充することにより、開発中止等によって生じる経営上の様々なリスクを分散する必要があると考えております。そのためには抗体作製等の技術改良や創業ノウハウ蓄積を行うことで当社の創業力を強化し新薬創出機会を高め、様々な開発ステージでバランス良く構成された複数のパイプラインの保有することで経営リスク分散を進めてまいります。

② 初期臨床開発の着実なる遂行

当社は、医薬品の研究開発段階の中でも比較的早期の導出を目指しておりますが、導出時の収益性を向上させ、導出先による医療用医薬品としての承認取得の可能性を高めることも重要であると考え、自社での初期臨床開発の取り組みを進めております。現在、当社が保有するパイプラインのうち、がん治療用候補抗体

のCBA-1205とCBA-1535については、価値最大化を目指して社外専門家と提携しながら、臨床試験を着実に進め導出に向けたデータ取得に注力しております。

③ 創薬支援事業およびIDD型ビジネスの推進に対応した人材及び研究設備の確保

当社は、研究投資に必要な資金確保にむけて創薬支援事業の推進やIDD型ビジネスの展開に注力しておりますが、顧客である製薬企業やスタートアップのニーズに的確に把握し、質の高い研究開発の支援を進めるためには、創薬経験のある優秀な人材の確保、社内人材の育成、研究環境の確保が重要と考えております。現在、継続的に人材採用を進めるなど、事業拡大にむけた取り組みを積極的に進めております。

<用語解説> (50音、アルファベット順)

用語	意味・内容
導出 (ライセンスアウト)	特許権やノウハウ等の他者への売却や、実施許諾することをいいます。
バイオシミラー医薬品	バイオシミラー医薬品 (バイオ後続品) は、既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオ医薬品 (先行バイオ医薬品) の特許期間・再審査期間満了後に、異なる製造販売業者により開発される、先行バイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性および有効性を有する医薬品です。バイオシミラー医薬品は、先行バイオ医薬品と品質特性に高い類似性を持つことが検証され、さらに非臨床・臨床試験によって、先行バイオ医薬品と同じ効能・効果、用法・用量で使える (=同等/同質である) ことが確認された薬剤です。バイオシミラー医薬品は、薬価は原則として先行バイオ医薬品の70%に設定されるため、患者さんの経済的負担や医療費の軽減が期待される薬剤です。
パイプライン	新薬として開発している医薬品候補化合物等のことを「パイプライン」といいます。創薬研究から臨床開発を経て関係当局の承認を受けるまでの活動を「創薬」と呼び、「創薬パイプライン」とは創薬のいずれかの段階にあるパイプラインのことをいいます。また、創薬パイプラインのうち開発段階に入ったパイプラインのことを、特に「開発パイプライン」ということがあります。
臨床試験	臨床試験には、次の3段階があります。 第1相試験 (フェーズ1) : 少数の治験参加者を対象に、治験薬の安全性と治験薬が体内に入ってどのような動きをするのかを確認する試験 第2相試験 (フェーズ2) : 第1相試験で安全性が確認された用量の範囲で、比較的少数の患者さんを対象に、治験薬の有効性 (効果)、安全性、用法 (投与の仕方: 投与回数、投与期間、投与間隔など) ・用量 (最も効果的な投与量) を確認する試験 第3相試験 (フェーズ3) : 第2相試験で確認された用法・用量で、多数の患者さんに治験薬を対象に、有効性と安全性を検証する試験 初期臨床試験は主に第1相試験及び初期の第2相試験のことを指し、治験薬の安全性を主に、有効性の兆しを観察します。
ADC	抗体薬物複合体 (Antibody drug conjugate) のことを指します。例えば、悪性腫瘍の細胞表面だけに存在するタンパク質 (抗原) に特異的に結合する抗体に毒性の高い薬剤を結合させると、そのADCは悪性腫瘍だけを死滅させることができます。このため、比較的副作用が少なく効き目の強い薬剤となる可能性があります。
ADLib® (アドリブ) システム	ADLib®システムは、多種多様な抗体を産生する細胞集団であるライブラリから、特定の抗原を固定した磁気ビーズを用いて目的の抗原に結合する抗体産生細胞を取り出す仕組みです。ADLib®システムで用いるライブラリは、ニフトリのBリンパ細胞由来のDT40細胞の持つ抗体遺伝子の自律的な相同組換えを活性化することによって (当社特許技術)、抗体タンパク質の多様性が増大しております。既存の方法に比べ、迅速性に優れていること及び従来困難であった抗体取得が可能になる場合があること等の点に特徴があると考えております。
PCDC (社内コード)	標準治療耐性のがん種を含む幅広い固形がんで発現 (肺、結腸直腸、膵臓、乳、卵巣がんなど) するファースト・イン・クラスとなる標的分子CDCP1に対するヒト化抗体です。細胞内に入り込むインターナリゼーション能が高いことから、薬物との複合体であるADCとしての効果が期待されます。
PFKR (社内コード)	CX3CR1/Fractalkine receptorの機能阻害抗体であり、自己免疫性神経疾患の病態進行を抑制する治療用抗体です。

用語	意味・内容
PTRY (社内コード)	53L10 型 Tribody <sup>®</sup> (PTRY) は、3つの抗原結合部位の標的をそれぞれ、固形がんが発現が認められる 5T4、免疫細胞である T 細胞上の CD3、残る 1 つを免疫チェックポイント阻害に関与する PD-L1 とした、がん治療用抗体です。Tb535H (開発コード：CBA-1535、標的分子：5T4×CD3×5T4) よりも強力な抗腫瘍活性を示し、特に 53L10 型の組み合わせにおいて最も強い腫瘍増殖抑制効果を発揮することが示されています。
PXLR (社内コード)	CXCR2発現細胞の走化性因子であるCXCL1/2/3/5の機能阻害抗体であり、薬剤耐性のがん微小環境を改善させるがん治療抗体です。
T cell engager	T細胞エンゲージャー (T Cell Engager, TCE) は、疾患の原因となっている細胞 (例えばがん細胞) や病原体に、キラーT細胞のような異物を駆除する役割を持つ免疫細胞を近づけ、疾患の原因を取り除いて治療することを狙った医薬品・化合物のことです。がん治療薬としての研究開発が進んでいます。
Tribody <sup>®</sup>	多重特異性抗体を作製する自社の技術である Trisoma <sup>®</sup> で作製された抗体の商標です。バイスペシフィック抗体は2種類の標的 (抗原) に結合することができますが、Tribody <sup>®</sup> は抗原結合部位が3ヶ所あるので最大3種類の抗原に結合することができ、より特異性の高い抗体を作製することができます。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第19期 2022年12月期	第20期 2023年12月期	第21期 2024年12月期	第22期 (当事業年度) 2025年12月期
売 上 高 (千円)	630,815	682,464	780,809	593,290
経 常 損 失 (千円)	1,243,838	1,217,240	1,019,210	989,127
当 期 純 損 失 (千円)	1,242,871	1,220,018	1,020,776	982,779
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (円)	28.26	24.62	17.54	14.47
総 資 産 (千円)	2,215,470	1,751,454	2,468,857	1,727,504
純 資 産 (千円)	1,790,746	1,157,723	1,920,303	1,122,064

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業	事業内容
創薬事業	診断薬・治療薬を目指した当社の創薬パイプラインのライセンス導出に係る一時金収入、マイルストーン収入およびロイヤルティ収入、並びに共同研究等に係る収入等を獲得する事業です。
創薬支援事業	製薬企業等で実施される創薬研究を支援するため、当社で抗体作製や抗原調整等の抗体創薬に関連するサービスを提供することによってサービス料等の収入を獲得する事業です。

(7) 主要な営業所および研究所 (2025年12月31日現在)

名称	所在地
本社および技術研究所	東京都渋谷区本町三丁目12番1号
創薬研究所	神奈川県川崎市宮前区野川本町二丁目13番3号

(8) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	27名 (6名)	1名 (±0名)	46歳11ヶ月	6年9ヶ月
女性	22名 (10名)	1名 (△2名)	44歳5ヶ月	5年11ヶ月
計または平均	49名 (16名)	2名 (△2名)	45歳10ヶ月	6年4ヶ月

(注) 従業員数は正社員数であり、契約社員および派遣社員は、( ) 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	86,700千円

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2025年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 池 正 道	事業・研究担当
取 締 役	美 女 平 在 彦	経営企画・管理担当
取 締 役	田 岡 照 世	開発担当
取 締 役	河 合 弘 行	
取 締 役 員	降 矢 朗 行	
取 締 役 員	山 川 善 之	響きパートナーズ(株) 取締役会長 (株)リプロセル 社外取締役 (株)デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 社外取締役 (株)みのや 社外監査役
取 締 役 員	坂 本 二 朗	NANO ホールディングス(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役河合弘行氏は、社外取締役であります。
2. 取締役降矢朗行氏、取締役山川善之氏および取締役坂本二郎氏は、社外取締役監査等委員であります。
3. 取締役降矢朗行氏、取締役山川善之氏および取締役河合弘行氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役山川善之氏は、会社経営に関する幅広い見識とバイオベンチャー企業の投資や経営等の豊富な経験を有することから、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由を設定し、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、当社の持続的な発展と中長期的な企業価値向上に向けた適切な経営判断がなされ、取締役の意欲を高めることのできる適正かつ公正なものとするを基本方針とし、株主総会で決定した報酬総額の限度額内において、業界水準、経営内容、優秀な人材を経営者として内部登用あるいは外部採用できる報酬を考慮し、取締役会で決定するものとしております。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は固定報酬及び変動報酬として長期インセンティブとなる譲渡制限付株式報酬で構成し、社外取締役の報酬の構成は固定報酬のみとしております。また、取締役の固定報酬は代表取締役・取締役別の体系とする役位別の報酬テーブルを定めております。

取締役の報酬額、及び取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の固定報酬と譲渡制限付株式報酬の額の割合は、代表取締役が社外取締役との協議の上で報酬案策定の上、取締役会において決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬等に関しては、固定報酬のみで構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査等委員会にて業務分担等を勘案し、協議・決定しております。

##### ② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	92,037千円 (3,000千円)	70,650千円 (3,000千円)	21,387千円 (-)	6名 (2名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,750千円 (9,750千円)	9,750千円 (9,750千円)	- (-)	3名 (3名)
監査役 （うち社外監査役）	3,450千円 (3,450千円)	3,450千円 (3,450千円)	- (-)	3名 (3名)
合 計 （うち社外役員）	105,237千円 (16,200千円)	83,850千円 (16,200千円)	21,387千円 (-)	9名 (5名)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額は、2025年3月28日開催の第21回定時株主総会において、年額150,000千円以内（うち、社外取締役30,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。また上記年額報酬とは別枠で、2025年3月28日開催の第21回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬として年額50,000千円以内として決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名です。

2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2025年3月28日開催の第21回定時株主総会決議において年額30,000千円以内となっております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、2025年3月28日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
4. 非金銭報酬等の額には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）4名に対する譲渡制限付株式報酬の当期に係る費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 監査等委員	山 川 善 之	響きパートナーズ(株) 取締役会長 (株)リプロセル 社外取締役 (株)デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 社外取締役 (株)みのや 社外監査役	特別の関係はありません。
取締役 監査等委員	坂 本 二 朗	NANO ホールディングス(株) 社外監査役	特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	河 合 弘 行	就任後、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、主に大手製薬企業における研究開発から生産にわたる研究開発並びに経営等の豊富な経験や見識から、適宜必要な発言を行うなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役 監 査 等 委 員	降 矢 朗 行	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会4回のうち4回に、監査等委員会10回のうち10回に出席し、研究開発並びに経営等に関する豊富な経験や見識から、適宜必要な発言を行っております。
取 締 役 監 査 等 委 員	山 川 善 之	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会4回のうち4回に、監査等委員会10回のうち10回に出席し、豊富な企業経営経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。
取 締 役 監 査 等 委 員	坂 本 二 朗	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会4回のうち4回に、監査等委員会10回のうち10回に出席し、主に経営管理に関する豊富な経験や見識から、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

### 3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2025年3月28日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社監査等委員会は、過年度の監査計画と報酬見積の算出根拠や職務執行状況等を確認するとともに、取締役会、社内関係部署および会計監査人から当事業年度の監査内容、作業工数見積および報酬額に係る資料を入手し報告を聴取して、その妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に定められる同意をいたしました。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【1,546,698】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【374,885】</b>
現金及び預金	1,205,026	買掛金	37,442
売掛金	71,996	短期借入金	86,700
棚卸資産	49,412	未払金	82,517
前渡金	135,015	未払費用	14,555
前払費用	55,039	未払法人税等	12,553
未収消費税等	29,520	契約負債	130,329
その他	686	預り金	10,787
<b>【固定資産】</b>	<b>【180,806】</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>【230,554】</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(36,340)</b>	資産除去債務	55,554
機械及び装置	36,340	社債	175,000
工具、器具及び備品	0	<b>負債合計</b>	<b>605,440</b>
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(144,465)</b>	<b>純資産の部</b>	
敷金及び保証金	128,191	<b>【株主資本】</b>	<b>【1,107,473】</b>
長期前払費用	16,274	資本金	1,085,523
その他	0	資本剰余金	2,025,797
<b>資産合計</b>	<b>1,727,504</b>	資本準備金	2,025,797
		利益剰余金	△2,003,555
		その他利益剰余金	△2,003,555
		繰越利益剰余金	△2,003,555
		自己株式	△292
		<b>【新株予約権】</b>	<b>【14,591】</b>
		新株予約権	14,591
		<b>純資産合計</b>	<b>1,122,064</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,727,504</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2025 年 1 月 1 日)  
(至 2025 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【 売 上 高 】		593,290
【 売 上 原 価 】		237,707
売 上 総 利 益		355,583
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】		
研 究 開 発 費	776,536	
そ の 他	558,821	1,335,358
営 業 損 失		979,774
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	2,458	
そ の 他	142	2,601
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	3,155	
株 式 交 付 費	1,635	
新 株 予 約 権 発 行 費	7,027	
為 替 差 損	135	
そ の 他	0	11,953
経 常 損 失		989,127
【 特 別 利 益 】		
新 株 予 約 権 戻 入 益	9,588	9,588
税 引 前 当 期 純 損 失		979,539
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,240
当 期 純 損 失		982,779

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

株式会社カイオム・バイオサイエンス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田村 知弘

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井 純一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カイオム・バイオサイエンスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月16日

株式会社カイオム・バイオサイエンス監査等委員会

監 査 等 委 員 降 矢 朗 行 ㊟

監 査 等 委 員 山 川 善 之 ㊟

監 査 等 委 員 坂 本 二 朗 ㊟

(注) 監査等委員降矢朗行及び山川善之並びに坂本二郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.